

R6・7 建設工事競争入札参加資格申請に係る格付基準・主観点数基準の改正概要

◎ 格付基準

基準改正項目	改正内容及び評価対象の定義
<p>【改正】</p> <p>総合実績高要件</p>	<p>【現行】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間が2年に満たない場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設の維持管理(補修)業務(災害時の対応業務を含む)で、元請けで受注したものに限る。 ② 令和3年12月1日から令和5年11月30日までの間に契約期間が満了し、その全部について引渡し完了したものに限る。 ③ 発注業種が次のいずれかであるものに限る。「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」 2 契約期間が2年を超える場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 1の①と同じ ② 令和3年12月1日から令和5年11月30日までの間に、その一部又は全部について引渡し完了したものに限る。 ③ 1の③と同じ <p>【改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「平均維持管理業務実績高」の対象業務の範囲を以下のとおり改める。 <ol style="list-style-type: none"> 1 元請けで受注した業務(発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。) <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約期間が2年に満たない場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設の維持管理業務(災害時の対応業務を含む)で、元請けで受注したものに限る。 ② 令和3年12月1日から令和5年11月30日までの間に契約期間が満了し、その全部について引渡し完了したものに限る。 (2) 契約期間が2年を超える場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 1の(1)の①と同じ ② 令和3年12月1日から令和5年11月30日までの間に、その一部又は全部について引渡し完了したものに限る。 2 下請けで受注した業務(発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。また、一次下請けに限る。) <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約期間が2年に満たない場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 大分県が発注した土木施設の維持管理(補修)業務(災害時の対応業務を含む)で、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た業務を、一次下請けで請け負ったもの。 ② 1の(1)の②と同じ (2) 契約期間が2年を超える場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 2の(1)の①と同じ ② 1の(2)の②と同じ <p>※ (変更なし)「総合実績高」とは</p> <p style="padding-left: 20px;">格付5業種のうち「土木工事」については、土木一式工事の平均完成工事高と平均維持管理業務実績高の和を総合実績高とし、その他の業種については、平均完成工事高を総合実績高とする。</p>